

名称	豊岡市出会い機会創出事業補助金
交付の目的	市内人口増加をねらいとし、結婚適齢期にある独身男女に異性との出会いの機会を提供する事業に助成することにより、結婚促進を図る。
内容及び対象経費	<p>1 内容</p> <p>市内で実施する独身男女を対象とした結婚へのきっかけづくりの支援又は独身男女の健全な出会いの場を提供する事業で、次の(1)～(7)のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 20歳以上49歳以下の独身男女を対象とすること。</p> <p>(2) 結婚に向けたカップルの成立を目指し、カップリング企画(好意を持った異性に対して、その思いを伝え合う企画)を行うこと。</p> <p>(3) 原則として参加者は男女同数程度の総数10人以上とし、成婚後は市内に居住することが期待できること。</p> <p>(4) 参加者から参加負担金を徴収する場合は、個人的に消費する経費(飲食費等)の実費負担程度であること。</p> <p>(5) 公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でないと思われる内容を含まないこと。</p> <p>(6) 営利を主たる目的とせず、特定の商品の販売、販売あわせん又は事業以外の業務への勧誘等事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。</p> <p>(7) 豊岡市内での開催とすること。</p> <p>2 対象経費</p> <p>事業実施に必要な次の経費</p> <p>(1) 報償費(講師謝金及び交通費等。ただし、事業を主催する団体に属する者に対するものを除く。)</p> <p>(2) 事業の実施に必要な消耗品(ただし、景品及び記念品等を除く。)</p> <p>(3) 印刷製本費(チラシ、ポスター、資料の印刷費及びコピー代等)</p> <p>(4) 役務費(新聞、ラジオ及び情報誌の広告宣伝料、郵便料、保険料等)</p> <p>(5) 委託料(イベント企画やSNS運用等、事業に係る業務委託料)</p>

	<p>(6) 使用料及び賃借料（会場使用料、機械・車両賃借料及び設備賃借料等。ただし、事業を主催する団体に属する者に対するものを除く。）</p> <p>(7) その他市長が必要と認める経費</p>
対象者	<p>市内に事業所及び活動場所を有する団体、企業、その他市長が適当と認める団体。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 政治活動を行うことを目的とした団体</p> <p>(2) 宗教活動を行うことを目的とした団体</p> <p>(3) 暴力団（豊岡市暴力団排除条例（平成 24 年豊岡市条例第 32 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にある団体</p> <p>(4) 営利を目的として結婚相手紹介業を営む団体</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める団体</p>
補助率又は補助金等の額	<p>対象経費の実支出額と総事業費から参加費その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 10/10 以内の補助率を乗じて得た額。ただし、1 回の開催につき 50,000 円を限度とし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>
交付申請に添付する書類	<p>事業実施計画書、歳入歳出予算書及びその他市長が必要と認める書類</p>
交付申請の期限	<p>市長が定める期限</p>
申請書への記載を省略する事項	<p>なし</p>
変更承認を要しない軽微な経費の配分の変更	<p>交付決定額の範囲内における経費配分の変更</p>
変更承認を要しない軽微な内容の変更	<p>補助事業等の大幅な内容の変更、中止、廃止以外の変更</p>

実績報告書に添付する書類	事業報告書、写真、収支決算書、その他対象経費の支払いが確認できる書類の写、市長が必要と認める書類
概算払	不可
規則の適用除外	なし
その他	<p>(1) 申請者は、本事業をきっかけに出会ったカップルの成婚について把握に努め、把握した場合は遅滞なく市に報告しなければならない。</p> <p>(2) 補助対象事業の実施に当たって知り得た個人情報、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に使用してはならない。</p> <p>(3) この補助事業の事業期限は、令和9年3月31日までとする。</p>